

市民参画で作成

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、平成12年度の介護保険制度発足以後、3年ごとに見直ししており、今回の計画の期間は平成21年度から23年度までとしています。今回の計画は、介護・保健・福祉に関するアンケートをもとに、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら原案を作成し、学識経験者や関係者に市民代表や公募委員を含む運営協議会での検討・審議を経て策定しました。

計画の基本理念

高齢者を取り巻く社会環境の大きな変化に対応し、次のような理念のもとに推進していきます。

- 1 活力ある長寿社会をつくりまします
高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、豊富な経験や知識、技能を生かして社会参加し、健康で生きがいを持ち自立した生活を送ることができ、活力ある長寿社会をつくりまします。
- 2 ともに支え合う地域社会をつくりまします
市民参画による地域福祉ネットワーク

1 ク活動やボランティア活動などを促進するとともに地域ケア体制を整備して、ともに支え合う地域社会をつくりまします。

3 利用者本位の環境づくり、自立支援に取り組みまします
利用者のみならず市民のニーズに対応するための多様なメニューを用意し、在宅福祉を基本として、サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めます。また、介護保険事業の円滑な運営を行い、自己選択・自己決定権を保障し利用者本位の自立を支援するものとなるよう、その環境づくりに取り組みまします。

保険料基準額は据え置き月額4,268円

要介護認定者数、サービス利用者数の増加、国の介護報酬の改定により、平成21年度から23年度までの標準給付費・地域支援事業費も増えることが見込まれます。しかし、積立金を取り崩すことにより介護保険料の基準額をこれまでと同額の月額4,268円に抑えました。

保険料段階の変更

全体のバランスを考慮しながら、さらに低所得者層の負担に配慮されたものとなるよう、保険料段階を8段階に細分化しました。



高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 策定

平成12年4月に介護保険制度が発足してから現在まで、予防重視型システムへの転換や新たなサービス体系の確立などが盛り込まれた制度改正が行われるなど、介護保険制度も大きく変わりました。しかし、給付費の増大による財政問題、高齢者が高齢者を介護する老老介護問題など、多くの課題がさらに深刻化しています。また、4人に1人が高齢者となる超高齢社会の到来により、高齢者を取り巻く状況はさらに厳しいものとなり、将来への不安が大きくなっています。

市の実情に応じた計画的なサービス提供ができる体制を確立し、健康でいきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、新しい「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

計画の構成

「高齢者がその人らしくいつまでも地域ではつらつ暮らすまじつやま」を目指す姿勢とし、次の5つを基本目標とします。

【健康への推進】

高齢者ができる限り要介護状態にならず健やかな生活を送ることができるよう、疾病の早期発見・早期対応、生活習慣の改善などを通じた健康づくりを推進します。

【高齢者福祉の充実】

高齢者の誰もが安心して快適に生活できるように、日常生活の支援、家族介護者の精神的・経済的な負担の軽減や高齢者の社会参加活動の促進を支援します。また、高齢者の生命と尊厳・権利を保持し、適切なサービスを利用することができるようサービスの質・量を充実させます。

【地域支援事業の推進】

高齢者が要支援・要介護状態にならないための介護予防を推進するとともに、地域包括支援センターを中心とした包括的・継続的なマネジメント機能を強化します。

【介護保険サービスの充実】

高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自分が選択したサービス

域や家庭で自分が選択したサービスを利用し、自立した生活を送ることができるよう介護保険サービスの基盤整備を推進します。

【地域ケア体制の推進】

高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして、社会の一員として活躍することができるよう、保健・医療・福祉の関係者を始め、地域の各種団体や市民が連携した環境づくりを推進します。

ダイジェスト版を作成しました

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」のダイジェスト版を作成しました。希望する人には高齢介護課または各支所市民生活課で配布しています。

問い合わせ先 高齢介護課(市役所1階9番窓口) ☎32・2070

めざせ元気!! こけないからだ講座

地域支援事業の「めざせ元気!!こけないからだ講座」は、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしくはつらつとした生活を送ることができるようにしていくことを目的に、各町内会単位で住民が主体となり実施しているものです。

市では、体操に必要な物品の貸し出しなどの物的支援、介護予防インストラクターの派遣や定期的な体力測定、介護予防教室などの人的支援を行っています。



介護予防インストラクター 佐々木 由恵さん(小田中)

いろいろな地域で、介護予防のための体操を指導しながら、一緒に楽しんでいます。血圧の高い人やペースメーカーを付けている人など、さまざまな人が参加していますので、体操の前には血圧測定なども行い、万全を期しています。体操は、やりやすく、無理のないものを、どこの筋肉の運動なのか参加者に分かるよう行うことを心掛けています。そして、笑顔で体操してもらえよう、笑い話も交えながら行っています。何よりも楽しんで体操をしてもらい、長く続けてもらうことが大切ですからね。



介護予防インストラクター(めざせ元気!!応援隊) 上田 寿美恵さん(総社)

各町内会が講座を立ち上げるときに、参加者が活動に慣れるまでの間、介護予防インストラクターとしてお手伝いをしています。わたしは体操の指導だけでなく、参加者が楽しく過ごすための仲間の輪を作ったり、腕や足に重りを付けたりするサポートをしています。今では105地区で同じような講座が開催されています。これからもいろいろな地区で講座が立ち上がり、多くの高齢者が笑顔で体操を楽しみ、いつまでも元気で過ごせるようお手伝いをしていきたいですね。

<見直し後>

段階	所得区分	保険料率	保険料(月額/円)
第1段階	生活保護受給者・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	25,600
第2段階	世帯全員が市民税非課税(合計所得金額+年金収入額80万円以下)	基準額×0.5	25,600
第3段階	世帯全員が市民税非課税(合計所得金額+年金収入額80万円超)	基準額×0.75	38,410
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税(合計所得金額+年金収入額80万円以下)	基準額×0.75	38,410
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税(合計所得金額+年金収入額80万円超)	基準額×1.00	51,220
第6段階	本人に市民税が課税(合計所得金額が125万円未満)	基準額×1.13	57,870
第7段階	本人に市民税が課税(合計所得金額が125万円以上200万円未満)	基準額×1.25	64,020
第8段階	本人に市民税が課税(合計所得金額が200万円以上)	基準額×1.5	76,820

<見直し前>

段階	所得区分	保険料率	保険料(月額/円)
第1段階	生活保護受給者・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	25,600
第2段階	世帯全員が市民税非課税(合計所得金額+年金収入額80万円以下)	基準額×0.5	25,600
第3段階	世帯全員が市民税非課税(合計所得金額+年金収入額80万円超)	基準額×0.75	38,410
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税	基準額×1.00	51,220
第5段階	本人に市民税が課税(合計所得金額が200万円未満)	基準額×1.25	64,020
第6段階	本人に市民税が課税(合計所得金額が200万円以上)	基準額×1.5	76,820